

「つるおかB I S T R O鮎」商標使用管理要綱

制定 令和6年10月1日

（目的）

第1条 この要綱は、鶴岡市（以下「市」という。）が作成した別紙に掲げる「つるおかB I S T R O鮎」の名称及びロゴマーク（以下「商標」という。）の適正な使用に関し必要な事項を定めることにより、「つるおかB I S T R O鮎」の商業利用の促進及び周知に寄与することを目的とする。

（庶務）

第2条 商標の使用承認及び管理に関する庶務は、上下水道部下水道課浄化センターにおいて行う。

（申請）

第3条 「つるおかB I S T R O鮎」若しくは「つるおかB I S T R O鮎」を使用した加工品を販売し、又は「つるおかB I S T R O鮎」を周知する目的で商標を使用する者は、あらかじめつるおかB I S T R O鮎商標使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）市が使用するとき。
- （2）報道関係機関等が報道目的で使用するとき。
- （3）その他市長が申請を要しないと認めたとき。

2 市長は、申請書を提出せずに商標を使用している者に対し、申請書を提出するよう指示するものとする。

（承認）

第4条 商標の使用承認に係る品質の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1）鶴岡浄化センターの処理水によって生育した藻を使用し、養殖した鮎
- （2）前号を使用した加工品

2 市長は、前条の申請に対して商標の利用を承認するときは、つるおかB I S T R O鮎商標使用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

（却下）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標の使用を承認しないものとする。

- （1）第4条に定める基準を満たさないものと認められるとき。
- （2）使用用途が「つるおかB I S T R O鮎」の取組と無関係であると認められるとき。
- （3）法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。
- （4）特定の政治的、思想的又は宗教的主張を表現したものに使用されるおそれがあると認められるとき。

- (5) 鶴岡市暴力団排除条例(平成 24 年鶴岡市条例第 6 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 商標を使用しようとする者固有の商標であるとの誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
 - (7) 市の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
 - (8) 「つるおかB I S T R O 鮎」の取組の正しい周知又は理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
 - (9) その他市長が不適當であると認めるとき。
- 2 市長は、第 3 条の申請に対して、商標の使用を却下するときは、つるおかB I S T R O 鮎商標使用却下通知書(様式第 3 号)を交付するものとする。

(使用期間)

第 6 条 商標の使用期間は、承認の日から 1 年以内とする。ただし、双方から申出のない限り使用期間は同じ条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(使用料)

第 7 条 商標の使用料は、無料とする。

(使用者の責務)

第 8 条 商標を使用する者(以下「使用者」という。)は、その使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標は一体的に使用し、商標の一部のみを切り出して使用しないこと。
 - (2) 商標の形状は、正しく使用し、形状の全部若しくは一部又は縦横の比率を変更しないこと。
 - (3) 商標の色を変更しないこと。
 - (4) 商標を承認された内容のとおりを使用し、市長の指示する条件に従うこと。
 - (5) 商標を使用したものを公表する場合は、公表の前までにサンプルを市長に提出すること。ただし、サンプルの提出が著しく困難なものについては、写真その他の方法により提出することができる。
- 2 商標の使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責任は、使用者に帰するものとし、使用者は、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(承認内容の変更)

第 9 条 使用者は、商標の使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、つるおかB I S T R O 鮎商標使用変更申請書(様式第 4 号。以下「使用変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、つるおかB I S T R O 鮎商標使用変更承認通知書(様式第 5 号)又はつるおかB I S T R O 鮎商標使用変更却下通知書(様式第 6 号)を使用者に交付するものとする。

(使用状況の調査)

第 10 条 市長は、必要があると認めたときは、商標の使用者に対し、その使用状況につい

て報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができる。

（使用承認の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、つるおかBISTRO鮎商標使用承認取消通知書(様式第7号)を通知の上、商標の使用承認を取り消し、使用の停止を命じるとともに、商標が使用された物品等の回収を命じることができる。

- (1) 使用承認を受けた製品、使用目的又は使用方法以外で商標を不正に使用したとき。
- (2) 第4条、第5条及び第8条の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 使用承認の条件に違反したとき。
- (4) 使用者が商標の信用又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (5) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (6) その他商標の使用承認等を行う趣旨に反する行為をしたとき。

（免責）

第12条 使用者又は使用者であった者は、商標の使用によって直接又は間接に生じた損失を市に請求することができない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別紙

「つるおかB I S T R O鮎」名称及びロゴマーク

「つるおかB I S T R O鮎」商標使用管理要綱で定める名称及びロゴマークは、以下のとおりとする。

1 名称

「つるおかB I S T R O鮎」 （登録第6709731号（標準文字））

2 ロゴマーク



（現在商標登録出願中）

3 注意点

ロゴマークのデータについては、上下水道部下水道課浄化センターから提供を受けること。